

面向高龄者的 肺炎球菌疫苗定期接种

面向高龄者的肺炎球菌疫苗定期接种(部分接种费用为公费)已经开始。

1 何谓肺炎球菌

肺炎球菌主要为生存在气管分泌物里的细菌,它可以通过唾液等进行飞沫感染,有时还会因此引发支气管炎、肺炎及败血症等严重的并发症。

在我国,虽然肺炎在致死原因中位居第三,但是一般来说因细菌引发的肺炎其 $1/4\sim1/3$ 被认为是来自肺炎球菌。



こうれいしゃ たいしょう 高齢者を対象にした はいえんきゅうきん わくちん ていきせっしゅ 肺炎球菌ワクチンの定期接種

高齢者を対象にした肺炎球菌ワクチンの定期接種(接種費用の一部を公費負担)が開始されました。

1 肺炎球菌とは

肺炎球菌は主に気道の分泌物に含まれる細菌で、唾液などを通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがあります。

肺炎はわが国の死亡原因の第3位となっていますが、一般に細菌によって生じる肺炎のうち $1/4\sim1/3$ は肺炎球菌が原因と考えられています。

2 定期接种自平成26年10月1日开始

在平成26年10月1日至平成31年3月31日

在这段时间里，65岁以上的出生年月日符合下述日期的人都可以通过部分公费接受一次肺炎球菌的定期接种。由于接种对象每年都会不同，因此敬请大家不要错过这个机会。具体事宜，敬请向您所居住的市区町村政府咨询。

平成26年度（自平成26年10月1日至平成27年3月31日）面向①和②的人进行定期接种。

面向的对象①（生年月日）

满65岁者

昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生

满70岁者

昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生

满75岁者

昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生

满80岁者

昭和9年4月2日生～昭和10年4月1日生

满85岁者

昭和4年4月2日生～昭和5年4月1日生

满90岁者

大正13年4月2日生～大正14年4月1日生

满95岁者

大正8年4月2日生～大正9年4月1日生

满100岁者

大正3年4月2日生～大正4年4月1日生

满101岁者 大正3年4月1日以前出生

面向的对象②

满60岁而不到65岁，心脏、肾脏及呼吸器官存在障碍，其功能衰竭到被极度限制料理自身日常生活及从事日常活动，以及因感染爱滋病毒

2 定期接種は平成26年10月1日から開始されています

平成26年10月1日から平成31年3月31日までの間に、主に65歳以上で以下の生年月日に該当する方は、肺炎球菌ワクチンの定期接種を1回受けることができます。定期接種の対象となる方は毎年異なるため、この機会を逃さないようにご注意ください。詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

平成26年度（平成26年10月1日から平成27年3月31日まで）は①もしくは②の方が定期接種の対象です。

対象者①（生年月日）

65歳となる方

昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生

70歳となる方

昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生
75歳となる方

昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生
80歳となる方

昭和9年4月2日生～昭和10年4月1日生
85歳となる方

昭和4年4月2日生～昭和5年4月1日生
90歳となる方

大正13年4月2日生～大正14年4月1日生
95歳となる方

大正8年4月2日生～大正9年4月1日生
100歳となる方

大正3年4月2日生～大正4年4月1日生
101歳以上の方

大正3年4月1日以前の生まれ

対象者②

60歳から65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身边の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やビ

而导致免疫系统功能下降,从而无法正常从事日常生活者

3 注意事项

①以往接种过“23价肺炎球菌疫苗”※的人不在定期接种者范围内

※肺炎球菌有90种以上的血清型,而定期接种所用的血清“23价肺炎球菌疫苗”可以覆盖预防其中的23个血清型,而平成25年的研究结果表明这23个血清型在引发成人侵袭性肺炎球菌感染比例中占了六成。侵袭性感染是指从本来没有细菌存在的血液、脑脊髓液及关节液等体液中检查出细菌的感染症。

②在接种了肺炎球菌疫苗后有时会出现副作用

接种肺炎球菌疫苗后所出现的主要反应是接种处的一些症状(疼痛及红肿等)、肌肉疼、乏力、发烧及头疼等。在打了预防针以后,要是出现让人担心的症状及健康状态出现变化时,应当马上就医。

【因打预防针而导致的健康损害救济制度】

要是因打定期预防针而出现副作用,并需要在医疗机构接受治疗或因此给日常生活带来影响(健康受损)时,有法律规定的救济制度可以利用(健康损害救济制度)。若需要申请利用此救济制度,敬请与您所居住的市町村政府进行商谈(对于申请者有一定的条件限制)。

(参照:厚生劳动省网页)



ト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

3 注意事項

①過去に「23価肺炎球菌ワクチン」※を接種したことのある方は定期接種の対象とはなりません

※肺炎球菌には90種類以上の血清型があり、定期接種で使用される「23価肺炎球菌ワクチン」は、そのうちの23種類の血清型を予防の対象としたワクチンです。この23種類の血清型は、平成25年には成人における侵襲性肺炎球菌感染症の原因の約6割を占めるという研究結果があります。侵襲性感染とは本來は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

②肺炎球菌ワクチンの接種後には副反応が生じることがあります

肺炎球菌ワクチンの接種後にみられる主な副反応には接種部位の症状(痛み、赤み、腫れなど)、筋肉痛、だるさ、発熱、頭痛などがあります。接種後に気になる症状や体調の変化があらわれたら、すぐ医師にご相談ください。

【予防接種健康被害救済制度】

定期の予防接種による副反応のために、医療機関で治療が必要な場合や生活が不自由になった場合(健康被害)は、法律に定められた救済制度(健康被害救済制度)があります。制度の利用を申し込むときは、お住まいの市町村にご相談ください(制度を利用するためには、一定の条件があります)。

(参考: 厚生労働省ホームページ)